

1. 趣旨について

令和5年12月の施行から3年目となることから、条例施行後3年を目途とした見直し規定(※)を踏まえ検討を行うもの。

※条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2. 条例制定の経緯について

・ 平成28年に手話言語条例の制定を求める14,275筆の署名が県に提出されました。その後、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の検討を行う中で、平成30年に滋賀県社会福祉審議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていけることが望まれる」と答申されたことをきっかけに条例の検討が具体的に始まりました。

・ 平成31年から条例検討小委員会、滋賀県障害者施策推進協議会、条例検討専門部会における丁寧な議論を経て、令和5年度に「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」(以下「本条例」といいます。)を制定しました。

3. 法制の整備の動向等について

令和4年5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)

令和5年12月 本条例の施行

令和7年6月 手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた 言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の見直し検討

4. スケジュール

時 期	(参考) 次期滋賀県障害者プラン策定	手話等による意思疎通等促進条例見直し検討
令和8年6月 ～7月	<u>次期障害者プラン検討小委員会【R8-1】</u> ・課題や論点の整理	<u>条例見直し検討小委員会【R8-1】</u> ・当事者団体等からの聞き取り結果の共有と意見交換 ・条例の施行状況に基づく成果と課題の意見交換 <u>手話施策推進WG【R8-1】</u> ・条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案した課題の抽出
令和8年8月	<u>障害者施策推進協議会【R8-2】</u> ①プラン骨子案 ②条例見直し検討状況の報告	
令和8年9月	<u>次期障害者プラン検討小委員会【R8-2】</u> ・次期プランに盛り込むべき内容	
令和8年11月	<u>障害者施策推進協議会【R8-3】</u> ・プラン素案	
令和8年12月 ～令和9年1月	県民政策コメント (パブリックコメント)	<u>手話施策推進WG【R8-2】</u> ・条例見直しの検討 <u>条例見直し検討小委員会【R8-2】</u> ・条例見直しの検討
令和9年3月	<u>障害者施策推進協議会【R8-4】</u> ①プラン最終案報告 ②関係施策の実施状況報告 ③(条例見直しが必要な場合) 諮問 ④次年度当初予算案概要	